

特定農地貸付規程（例）

（目的）

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に [貸付主体の名称] が行う特定農地貸付（以下「貸付」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（貸付主体）

第2 本貸付は、 [] が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第3 貸付に係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び [] が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

（貸付条件）

第4 貸付条件は次のとおりとする。

(1) 貸付期間は、 [] 年間とする。

(2) 貸付にかかる賃料は、1区画あたり年間 [] 円とする。（（注）区画の面積によって賃料が異なる場合は、その旨記載する。）

(3) 貸付を受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料を毎年 [] 月 [] 日までに支払うものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(1) 建物及び工作物を設置すること。

(2) 営利を目的として作物を栽培すること。

(3) 貸付農地を転貸すること。

（募集の方法）

第5 貸付を受けようとする者の募集は、「 [] 広報」に掲載するほか、チラシ、掲示等による一般公募とする。

2 募集期間は、当該募集にかかる農地を貸し付けることとなる日の [] 日前から [] 日間とするものとする。

（申込みの方法）

第6 貸付を受けようとする者は、第5の2に規定する募集期間内に [] へ申込書を提出しなければならないものとする。

（2 前項の申込みをすることができる者は、 [] 市内に住所を有する者とする。）

(選考の方法)

- 第 7 項 は、第 6 の規定に基づき申込みをした者の中から借受者を決定するものとする。
- 2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。
- 3 項 は、1 又は 2 により借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

- 第 8 項 は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人を設置する。
- 2 管理人は、次の業務を行う。
- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
 - (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約等)

- 第 9 項 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。
- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
 - (2) 第 4 の 2 に掲げる行為をしたとき
 - (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

- 第 10 項 借受者は、第 4 の 1 の(1)の規定による貸付期間が終了したとき又は第 9 の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

- 第 11 項 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。
- (1) 借受者の責任でない理由で貸付ができなくなった場合
 - (2) 項 が相当な理由があると認めるとき

附 則

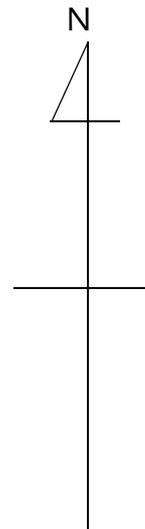
この規程は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第 58 号)第 3 条第 3 項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

別 表

番号	所 在	地番	地 目		面積	位置	貸付主体が新たに 権利を取得するもの			貸付主体が 既に有して いる権利に 基づくもの	
			登記簿	現況			権利の 種 類	所有者			権利の 種 類
								住 所	氏名		
(例) 1～10 11～20	市字 市字	番 番	田 畑	畑 畑	各 30 m ² 各 30 m ²	別図の とおり	賃借権	市字 番		賃借権	
計					600 m ²						

別 図

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20



注：本特定農地貸付規程例は、必要最小限のものを記載したものであり、各地域の実情に応じ必要な事項を補充のうえ、作成して下さい。